

障害を理由とする差別の解消の推進に関する京田辺市職員対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、京田辺市職員（以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

第4条 職員のうち、所属長以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務等を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に關し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消

に関する認識を深めさせること。

(2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に関する相談、苦情等の申し出等（以下「相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導等を実施すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(相談体制)

第5条 職員による障害を理由とする不当な差別的取扱いを受けたことに関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等への対応は、その内容に応じて当該事務事業を所管する課等（以下「所管課等」という。）の職員が行うものとする。

2 所管課等において調整が困難なケースは、当該障害者等の了解の下、健康福祉部障害福祉課に連絡し、必要な対応等について、関係所管課で検討・協議を行う。また、障害者等が所管課等に相談することをためらう場合や拒否する場合などは、障害福祉課が一義的に相談を受け、当該障害者等の了解の下、必要な対応等について、所管課等から事情を聴取し、所管課等と協議を行うものとする。

3 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

4 相談窓口に寄せられた相談等は、健康福祉部障害福祉課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以降の相談等において活用することとする。

(研修・啓発)

第6条 市は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修を行う。

2 市は、新たに職員となった者が障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解し、新たに監督者となった職員が障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割を的確に果たせるよう、必要な研修を実施

する。

3 市は、職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者に対して適切に対応するための意識啓発を図る。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。